

三重県起業支援金

のご案内



県外から三重県内に移住して、
起業または事業の承継・第二創業に取り組む方を支援します！

【募集期間】令和8年7月24日（金）～令和8年9月8日（火） ※必着

申込方法

以下のURLもしくは二次元コードより応募ください。

<https://logoform.jp/form/8vMX/1689988>



補助内容

申込対象方

以下の要件をいずれも満たす方が対象となります

※その他の要件については、交付要領及び募集要項をご確認ください

（１）以下のいずれかに該当する方であること（みなし大企業は除く）

令和8年4月1日以降、本事業の交付決定事業完了日までに、個人事業の開業届出又は株式会社等の設立を行い、その代表者となる方であること。

（２）県外から三重県に移住する方であること（以下に該当するもの）

令和7年4月1日以降に三重県内に転入（または事業完了日までに転入予定）し、かつ転入前1年間は県外に居住している方であって、転入後は5年以上継続して三重県内に居住する意志を有していること。

※ 事業完了日までに三重県内に居住していることが確認できない場合は、交付決定を取り消す場合があります。

※ 三重県内への移住・転入・居住とは、住民票を三重県に移し、現に生活していることを指します。

（３）デジタル技術を活用した起業であること

※ 事業承継又は第二創業をする場合には、Society5.0関連業種等の付加価値の高い産業分野であることが必要です。

（４）国等から起業・創業に関する補助金等の交付を受けていない方であること

補助率

補助対象経費の1／2以内

補助限度額

100万円（上限）

補助対象期間

交付決定日 ～ 令和9年1月22日（金）

※補助対象期間内に経費の支払を含め事業を完了する必要があります

補助対象となる事業・経費

補助対象となる事業：次のいずれにも該当する事業

- ①地域課題の解決を目的として、起業支援事業の対象とする社会的事業の分野(※)において起業・事業承継・第二創業される方
- ②三重県内において実施する事業であること
- ③デジタル技術を活用すること
- ④第一次産業における起業等ではないこと

※地域活性化関連、まちづくりの推進、過疎地域等活性化関連、買物弱者支援、地域交通支援、社会教育関連、子育て支援、環境関連、社会福祉関連、その他の地域課題解決に資する社会的事業

補助対象となる経費：補助対象となる事業の実施に必要な次の費用

- ①直接人件費 ②店舗等賃借料 ③設備費 ④原材料費 ⑤賃借料
⑥知的財産権等関連経費 ⑦謝金 ⑧旅費 ⑨外注費 ⑩マーケティング調査費 ⑪広報費

申請に必要な書類

※詳細は募集要項をご参照ください

- ☐ 交付申請書（第1号様式）
- ☐ 事業計画書（第2号様式）
- ☐ 暴力団排除に関する誓約書(第3号様式)
- ☐ 役員等に関する事項(第3号様式 別紙1)
- ☐ 消費税及び地方消費税について滞納のないことの証明書の写し
- ☐ 三重県の県税について滞納のないことの証明書の写し
- ☐ 申請方の住民票又は戸籍の附票
- ☐ 履歴事項全部証明書（既に法人等設立済の場合）
- ☐ 税務署に提出した開業届の写し（既に個人事業主として開業済の場合）
- ☐ 履歴事項全部証明書（起業等をする方が既に別の法人等の役員に就任している場合）
- ☐ その他知事が必要と認める書類

交付申請に必要な各種様式等は県ホームページよりダウンロードしてください（三重県HPヘリンク）



交付決定までの流れ

事業計画の
作成・提出

一次審査
(書類審査)

二次審査
(面接審査)

交付決定
事業実施

実績報告
実地検査
支援金支払

※オンラインまたは対面の
プレゼン審査を実施

問い合わせ窓口

〒514-8570 三重県津市広明町13番地 三重県庁8階
三重県雇用経済部 産業イノベーション推進課 技術革新班
起業支援金担当あて
TEL：059-224-2227 E-mail：sougyo@pref.mie.lg.jp
受付時間：8：30～12：00 13：00～17：15（土・日・祝日を除く。）